

2018(平成30)年12月17日

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(素案)」について

市川正司

1 「1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、(2) 啓発活動等の実施」(施策番号5、6関係)

現状認識・課題に記載のあるとおり、言語、宗教、慣習等の違いに起因する様々な問題の発生が懸念されることから、問題発生の予防と救済のため、施策番号5、6に加え、外国人に対する差別や偏見を防止するための法整備や、簡易迅速かつ公平に被害を救済する人権救済機関の設置などの法整備も、今後、検討していくことが必要であると考えます。

2 「2 生活者としての外国人に対する支援、(1) 暮らしやすい地域社会づくり、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」(施策番号9関係)

「生活・就労ガイドブック(仮)」には、災害時の情報、医療に関する情報、警察、救急車、消防などの情報の掲載も必要と考えます。

3 「2 生活者としての外国人に対する支援、(1) 暮らしやすい地域社会づくり、地域における多文化共生の取組の促進・支援」(施策番号15関係)

「共生支援を行う受け皿期間の立ち上げ等」とありますが、既に先進的な取組を行っている国際交流協会やNPOなどのある地域では、それらとの協同も念頭に置いていただくべきであろうと考えます。

4 「2 生活者としての外国人に対する支援、(2) 生活サービス環境の改善等、医療・保険・福祉サービス等の提供環境の整備等」(施策番号22関係)

「医療機関における多言語対応のため、受益者である外国人患者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図る」、「通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関も多いことから、これらの費用が請求可能であることを周知する。」とありますが、適切な通訳を受けることは適切な医療を受けることの前提となっており、医療保険の対象となる診療費と通訳費用を切り分けて、後者について当然に受益者負担を原則とするとすれば、診療を受けること自体を躊躇させる場合がありうるのではないかと懸念します。医療関係事業者が聴覚障害のある人に対して行うべき合理的配慮として手話通訳が挙げ

られていること¹、海外では、医療機関が無償で通訳サービスの提供をする取組もあること²なども踏まえて、医療機関の説明義務の問題ととらえるなどして医療保険制度の中で対応することや、個別の事情に応じての対応を定めるガイドラインの策定などの検討を行っていくべきと考えます。

5 「2 生活者としての外国人に対する支援、(2)生活サービス環境の改善等の交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、生活困窮相談等への対応の充実」(施策番号36関係)、「2 生活者としての外国人に対する支援、(6)適正な労働環境等の確保の適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保」(施策番号83関係)

生活者としての外国人は、行政サービスに関する相談だけではなく、交通事故、家族の問題、家の賃貸借などで法律問題に直面し、今後、全国の外国人を受け入れた自治体で法律相談の需要が生じ、法テラスなどでの法律相談、代理援助の増加が見込まれます。

また、技能実習生や特定技能の在留資格で入国した外国人を含めた外国人労働者の労働関係での被害の救済やトラブルの解決が必要な事案の増加も想定されます。そのため、労働局や労働基準監督署の外国人労働相談コーナーの役割だけではなく、法テラスにおける多言語での法律相談等の必要性が増すと考えられます。

施策番号36について、「民事法律扶助を含めた法テラスの法的支援について、積極的な周知・広報を行う。」ことは適切なことと考えますが、法テラスは、多言語情報提供サービスによる窓口での情報提供とどまらず、通訳の配置や、テレビ電話等を用いての遠隔地との通訳システムの設置により、多言語での法律相談、代理援助に対応できるようにすること、専門性ある相談担当者をリスト化することなど、必要な予算措置を伴う相談体制の充実を、弁護士会等と連携しながら図っていただきたいと考えます。

6 「2 生活者としての外国人に対する支援、(3)円滑なコミュニケーションの実現、日本語教育の充実」(施策番号47関係)

「地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援や先進的取組を行

¹ 聴覚障害のある人に対する合理的配慮の例として、「手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見えて分かる情報を提示したりコミュニケーションをとる配慮」を挙げている(「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」15頁、平成28年1月厚生労働大臣決定)

² アメリカ合衆国では、連邦政府の補助を受けている医療機関は、患者に対し、無料で必要な言語の医療通訳サービスを提供しなければならないとされ(『医療通訳と保健医療福祉』杏林書院157頁～「米国における医療通訳と医療通訳者の職能団体IMIA」竹迫和美)、オーストラリアのニューサウスウェールズ州では医療通訳サービスを無償で利用できる(同書164頁～「オーストラリアにおける医療通訳」李祥任)など。

うNPO等への支援」を国が行うにあたって、対象となる外国人の数、必要な施設や日本語教師の数などを想定して、必要十分な財政的支援が計画的になされていく必要があると考えます。

7 「2 生活者としての外国人に対する支援、(4)外国人児童生徒の教育等の充実」

- (1) 施策番号63について、高等学校等が、「外国人の高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組を支援する。」ことに賛成です。さらに、在留期間が十分ではなく日本語の習得などの面でハンディを負っている外国人の児童が高等教育を受ける道筋が確保されるよう、公立高校への入学の特別措置や特別枠の設定を、県ごとに対応にばらつきのある状態から、国が統一的に、積極的な方向付けをし、また、入学後の日本語教育の支援をすることなども検討していただきたいと考えます。さらに、大学等への進学に関して、家族滞在の在留資格の方には奨学金の受給資格が認められない場合が多いことなども今後の検討課題としていただきたいと思います。
- (2) 施策番号65について、母語を学習言語としている児童への配慮も重要な施策であり、外国人学校について、「活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組を進める。」にあたっては、国も積極的な支援をするべきではないかと考えます。また、外国人学校から日本の公立高校への就学の可能性が広がるよう、自治体により取り扱いの異なる、外国人学校卒業生の公立高校受験資格について、これを広く認める方向で検討をしていただきたいと考えます。

8 「3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組」(施策番号96ないし109関係)

特に特定技能の在留資格を有する外国人の雇用条件について、差別なく日本人と同等以上の給与水準であることが、在留審査にあたって確認される必要があると考えますが、同等以上であるか否かについては、職種別の平均求人賃金などの明確かつ客観的な基準を参考にして判断されるべきと考えます。

9 「4 新たな在留管理体制の構築、(3)不法滞在者等への対策強化」(施策番号118関係)

「退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人については、その動静を適切に把握するほか、・・・可能な限り早期に退去強制令書を執行する。」ことだけでなく、不当な実習先から逃亡して在留資格を失った技能実習生や、在留資格を持たない

ものの、人権諸条約又は人道上特に在留を許可すべき者に対する在留特別許可や仮放免を適切に運用することも必要なことであり、その運用基準が透明性をもって示されることが、「自主的な出頭の促進」につながるものと考えます。

以上

2018年12月17日

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」素案に関する意見日本労働組合総連合会
総合労働局長 村上 陽子

「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」に関し、日本で働くすべての労働者の保護、外国人労働者の人権の尊重および多文化共生社会の実現の観点から以下の通り意見を申し上げます。

【外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等】**(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり**

生活者としての外国人に対する支援については、居住する外国人および支援団体等からの意見を聴く場を設け、真に実効性ある支援施策とするためのPDCAサイクルを構築すべきである。

国、地方自治体における支援、共生施策が有効に機能しているか、モニタリングを行う第三者機関について検討すべきである。

【生活者としての外国人に対する支援】

地方自治体が支援、共生施策を確実に実施することができるよう、国として財源を確保するとともに、負担の在り方についても検討すべきである。

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

相談、支援における多言語化はもとより、社会保険や年末調整等の税務書類を含め、様々な公的書類についても多言語化などのサポートを行うべきである。

(2) 生活サービス環境の改善等

法的トラブルについて、相談窓口案内の多言語化のみならず、「法テラス」における相談、援助等も含めた法的救済システム全体の多言語化および、そのための予算を確保すべきである。

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

日本語教育について、現在は地域のボランティアベースで支援が行われていることに鑑み、「教材例集」の周知だけでなく、日本語教室に対する財政支援、指導者のスキルの向上や処遇の改善等にも取り組むべきである。

(4) 適正な労働環境等の確保

上陸基準省令、外国人技能実習法等において定められている日本人との同等額以上の報酬について、その実効性が担保されるよう、政府として判断基準を設けるべきである。

労働関係法令に違反する事業主に対しては、厳正に対処するとともに、労働基準監督署等との相互通報制度により、即時に受入れを停止する仕組みを構築すべきである。

外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底するとともに、適正な雇用管理の実効性を高めるためには法律の制定についても検討すべきである。

【外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組】

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

悪質な仲介事業者等を排除するため、不当な仲介料や手数料等を徴収している支援機関、職業紹介事業者等については、登録の抹消や許可の取消しを行うとともに、再び受入れることのできない仕組みとするべきである。

悪質な送り出し機関等の仲介事業者について、当該外国の政府への情報の提供、厳正な処分の申し入れのみならず、日本で就労を希望する当該国の労働者に対しても、当該悪質仲介事業者に関する情報が周知されるよう求めるべきである。

以 上